

平成25年9月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成25年9月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成25年9月5日(木) 午後3時開議
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第23号 平成24年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
報告第6号 市川市特別職の職員の退職手当支給条例及び市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第7号 市川市使用料条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
報告第8号 平成25年度市川市一般会計補正予算(第2号)(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
報告第9号 市川市立第四中学校校舎棟新築工事請負契約に関する臨時代理の報告について
報告第10号 市川市立国分小学校校舎棟新築工事請負変更契約に関する臨時代理の報告について
報告第11号 平成24年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算の認定(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第23号 平成24年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
報告第6号 市川市特別職の職員の退職手当支給条例及び市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について

報告第7号 市川市使用料条例の一部改正に関する臨時代理の報告について

報告第8号 平成25年度市川市一般会計補正予算(第2号)(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について

報告第9号 市川市立第四中学校校舎棟新築工事請負契約に関する臨時代理の報告について

報告第10号 市川市立国分小学校校舎棟新築工事請負変更契約に関する臨時代理の報告について

報告第11号 平成24年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算の認定(うち教育費に係る部分)に関する臨時代理の報告について

2 その他(1)平成25年度市川市児童生徒科学展について

(2)平成25年度中学生海外派遣事業について

5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 芙美子
内田 茂男
小林 正貫
平田 信江
田中 庸恵

6 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	萩原 洋
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	赤石 欣弥
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	永田 治
人事・福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	伊藤 三郎
教育施設課長	戸佐 薫	義務教育課長	新田 司
学校安全安心対策担当室長	井上 栄	指導課長	平山 健次
保健体育課長	永田 博彦	教育センター所長	山元 幸恵
生涯学習振興課長	牛尾 進一	青少年育成課長	山田 修一
社会教育課長	秋本 賢一	自然学習課長	川元 洋
中央図書館長	松本 雅貴	考古博物館長	堀切 公雄
設計監理課長	花見 安弘		

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課 主 幹 水越 英明
" 主 幹 福田 修

〃	副主幹	近藤	孝子
〃	副主幹	宮内由美子	
〃	副主幹	岡田	靖弘
〃	主査	吉成	悟
〃	主査	中俣	智文

○ 教育政策課長

会議の開催に先立ちまして、ご報告申し上げます。このたび、平田信江様が25年6月市議会において、議会の同意を受け、8月2日に市長から教育委員に任命されましたので、ご報告いたします。ここで、平田委員より一言ご挨拶を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 平田委員

－ 挨拶は割愛 －

○ 教育政策課長

ありがとうございました。それでは、宇田川委員長、会議の開催をお願いいたします。

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成25年9月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員に、委員長、五十嵐委員、田中委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第23号 平成24年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをお願いいたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、平成24年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるため、提案するものでございます。この点検・評価につきましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることが求められておりますことから、7月定例教育委員会の議決を経まして、7月16日、学識経験者等で組織いたします「市川市教育振興審議会」に、教育委員会が実施した点検・評価に対する意見を求める諮問をしたところでございます。この諮問に対し、8月22日に、審議会から点検評価に対する意見を取りまとめた答申がございましたことから、今回、その答申を踏まえまして、最終的な点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しようとするものでございます。それでは、審議会の答申の概要についてご説明いたします。別紙で準備いたしました「答申書」をご覧ください。本答申書は、教育委員会が諮問いたしました「教育委員会点検・評価

報告書」に対する意見が記載されたものでございまして、「答申」を記載した上、「審議経過」及び「答申の理由」並びに付随意見としての「施策の推進に関する意見」が記載されております。答申の結果でございますが、ご覧のとおり、教育委員会の点検・評価の結果は、おおむね妥当であるとした上、一部の施策について、評価結果の再考を求めています。その再考を求めた理由につきましては、3ページ以下の「答申理由」にございますが、こちらにつきましては、答申への対応案と合わせてご説明をさせていただきます。それでは、答申への対応案でございます。こちらも別紙で準備いたしました「市川市教育振興審議会答申対応案」をご覧ください。答申への対応でございますが、審議会に諮問いたしました「教育委員会点検・評価報告書」を、審議会の意見を踏まえて修正することにより対応したいと考えております。そこで、本資料におきましては、答申において評価結果の再考を求められた5つの施策ごとに、上段に、審議会の意見を記載した上、下段に、その意見に対する「教育委員会点検・評価報告書」の修正案を新旧対照表で提示させていただいております。それでは、具体的な対応案につきましては、ご説明させていただきます。1ページ「施策1-1-4 体験活動の推進」でございます。審議会の答申は、上段に書いてございますが、施策1-1-4及び施策2-4-3において、実施事業の進捗状況及び指標の現状に異同がないにもかかわらず、施策の評価における今後の改善点に相違が生じている。実施事業の進捗状況より指標の現状に異同がないことから、今後の改善点に相違を生じさせるべきではないとしております。対応案でございますが、今後の改善点を「改善を図る点は特になく、現在の計画に沿って推進する。」から「実施事業の進め方について改善を図る。」に改めた上、その「意見」に施策2-4-3と同じ改善策を加え、施策2-4-3における評価結果との整合性を図ったところでございます。変更点につきましては、下線を引きまして表示してございます。続きまして、2ページをご覧ください。「施策1-4-2 情報教育の推進」でございます。審議会の答申は、教育委員会は指標「家庭教育学級で情報モラル教育を扱った講座数を増加させるための改善策を示していることから、その旨を施策の評価における今後の改善点の意見に付することが適当であるとしております。対応案でございますが、「今後の改善点」を「改善を図る点は特になく、現在の計画に沿って推進する。」から「その他」に改めた上、「意見」に審議会に提示した「家庭教育学級における情報モラル教育の講座数を増加させるための改善策」を加えたところでございます。続きまして、3ページをご覧ください。「施策3-1-2 幼稚園・保育園・小学校の連携の推進」でございます。審議会の答申は、指標「幼稚園・保育園・小学校での交流の機会の事例数」の現状は、平成23年度を下回っているが、小1プロブレム等の課題を踏まえれば、幼稚園及び保育園と小学校との連携を一層強化し、子どもの学びの連続性を確保することが

重要であり、園児・児童間の交流について、内容の精選及び充実を図りつつ、さらに事例数を増加させることが必要と考える。したがって、施策の評価における今後の改善点の意見に、幼稚園・保育園・小学校での交流の機会の事例数を増加させるための改善策を付記すべきであるとしております。対応案でございますが、「今後の改善点」を「改善を図る点は特になく、現在の計画に沿って推進する。」から「その他」に改めた上、「意見」に審議会から指摘のございました「幼稚園・保育園・小学校での交流機会の事例数を増加させるための改善策」を加えたところでございます。続きまして、4ページをご覧ください。「施策3-3-5 いじめ、暴力行為などへの対応の強化」でございます。審議会の答申は、実施事業の進捗も良く、指標「いじめに否定的な考え方をもっている児童生徒の割合」が平成23年度から1ポイント改善していることからすれば、達成状況は「施策の実現は十分に図られてきている」としても良いと考える。また、今後の改善点の意見に記載したいじめの防止策については、本施策及び「施策1-1-2 命を大切にす教育の推進」より推進すべきものであることから、これらの関係を明らかにした上、記載されたいとしております。対応案でございますが、「施策の達成状況」を「施策の実現は十分に図られてきているとはいえない。」から「施策の実現は十分に図られてきている。」に改め、また、「意見」に審議会から指摘のあった「施策1-1-2におけるいじめの防止策」を加えたところでございます。続きまして、5ページをお願いいたします。「施策3-5-1 教育委員会機能の充実に向けた取り組み」でございます。審議会の答申は、施策の評価における意見に市川市及び民間事業者のメディアを挙げ、情報の質及び量の向上を図るとしているが、民間事業者のメディアについては、教育委員会において自由に情報の質及び量の向上を図ることは困難であることから、当該メディアを加えることは不適當である、としております。対応案でございますが、答申に従い、「意見」から民間事業者のメディアである「市川よみうり」を削除したところでございます。答申への対応案は、以上のとおりでございまして、おおむね、答申に沿った修正をしたところでございます。続きまして、点検・評価報告書(案)についてご説明いたします。別冊でご準備いたしました「点検・評価報告書(案)」をご覧ください。この冊子は、7月定例教育委員会においてご承認いただきました上で、審議会に諮問いたしました「教育委員会点検・評価報告書」を、先ほどご説明いたしました答申への対応案のとおり修正したものでございます。したがって、議案の通り可決いただいた場合、この冊子は平成24年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の結果の報告書として、この後、議会に提出するとともに、公表することとなるものでございます。最後に、今後の予定でございます。本日、本案を可決いただきました場合には、9月中旬から下旬、今月中に点検・評価報告書を議会に提出

いたしますとともに、本市ホームページに掲載するなどの方法により、公表させていただきたいと考えております。以上、「平成24年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等」につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

1 ページのところにある、Bの企業・NPO・大学などのネットワークづくりの進捗状況、これは1-1-4、2-4-3、この他に1-4-3とか1-5-1にも関連した生涯学習の項目があるんですが、ここでは何か質問とかご意見はありましたでしょうか。例えば1-4-3のキャリア教育も同じようにB項目で生涯学習推進体制整備事業で、これがBになっていて、改善を図る点はないというような状況の中で、同じ項目なのですが、何か委員の方からご意見出ましたでしょうか。

○ 教育政策課長

実際にご意見はございませんでした。今、例に挙げました1-4-3キャリア教育の推進については、同じ標記もございますけれども、上の部分で学校教育3ヵ年計画との関係等もございますので、ご意見はございませんでした。

○ 五十嵐委員

わかりました。ありがとうございます。結構です。

○ 宇田川委員長

ほかにいかがでしょうか。ほかに質疑がないようですので、議案第23号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に報告に入ります。報告第6号 市川市特別職の職員の退職手当支給条例及び市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。報告についての説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の3ページをお願いいたします。本件は市川市特別職の職員の退職手当支給条例及び市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正につきまして、緊急を要する事項の処理について、教育長をして臨時に代理させる旨を規程しております、市川市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規程に基づき、平成25年8月23日付けで、教育長が臨時に代理いたし

ましたので、同条第3項の規程に基づき、その旨をご報告するものでございます。まず、教育長において臨時に代理いたしました理由でございます。今回の改正につきましては、平成25年9月定例市議会に提案するため、8月22日に市長より、議案の作成に係る意見聴取がなされましたが、教育委員会の会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長において、臨時に代理したものでございます。次に条例の一部改正の主な内容につきまして、ご説明をさせていただきます。議事日程の4ページをお願いいたします。これは、本年8月2日付けでなされました市川市特別職報酬等審議会からの建議をふまえ、常勤の特別職等の退職手当の支給率を引き下げるものでございます。次に改正内容でございます。第1条「市川市特別職の職員の退職手当支給条例」の一部改正でございます。市長、副市長、常勤の監査委員の退職手当は、給料月額に在任した月数を乗じて得た額に、さらに支給率を乗じて得た額となりますが、この支給率を、それぞれ、市長、「100分の57」を「100分の45」に、副市長、「100分の36」を「100分の29」に、監査委員、「100分の19」を「100分の15」に引き下げるものでございます。次に、第2条「市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例」の一部改正でございます。教育長の退職手当は、市長等、常勤の特別職とは異なり、給料月額に在任年数を乗じて得た額に、一定の支給率を乗じて得た額となります。この支給率を、「100分の276」から「100分の220」に引き下げるものでございます。なお、本改正に伴う現行支給額に対する減額率は、いずれの職も概ね20%程度となります。また、施行は、いずれも公布の日からとなります。「市川市特別職の職員の退職手当支給条例及び市川市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に関する臨時代理」のご報告は、以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

市長から始まって教育長、何故、退職手当支給が下がることになったのでしょうか。そこをお聞かせください。

○ 教育政策課長

本市の特別職の給与条例につきましては、先ほどの説明の中にもありましたけれども、市川市特別職報酬等審議会という審議会がございまして、過去から、言葉はあれですけれども、給与等につきましては、そういった第三者機関の意見を踏まえて決定をするというのが大きな流れとなっておりまして、今回そちらの審議会の方から特別職の退職手当についても、見直すべきだというようなご意見を頂戴しまして、そういったことを市長の方も尊重して、改正に至ったということでございます。その審議会の方で引き下げをすべきということで、一つ挙げていましたのは本年25年4月1日から、まず一般職の通常の職員でございますが、こちらの退職手当も国家公務員の引き下

げに準拠して、引き下げられたということが一つでございます。また本市の特別職の退職手当につきましては、従前の見直しが平成16年に実施をされておりまして、それから約9年経過をしているというところも、その9年間の社会情勢も踏まえて今回引き下がるべきというそういった経緯がございます。以上でございます。

○ 小林委員

わかりました。特別職だけが20パーセント減額かとちょっと思ったものですから、それは一般職の方も減額するので右に倣えというのが、平成16年以降なんですね。それならわかりました。

○ 宇田川委員長

他に質疑はございませんか。他に質疑がないようですので、報告第6号を終了いたします。次に報告第7号 市川市使用料条例の一部改正に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。報告についての説明を求めます。

○ 社会教育課長

議事日程の6ページをご覧ください。本条例の一部改正につきましても、9月定例会市議会まで日程が短いため、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、平成25年8月23日に教育長の臨時代理をしたことを同条第3項の規程により報告いたします。本条例の改正内容につきましては、8月の勉強会において、ご説明させていただいておりますが、その後、庁内での手続きの中で、変更した点がありますので、改めて説明をいたします。大野公民館はエレベータ設置等工事により、1階と2階にそれぞれ研修室を設置し、研修室は合計5部屋になります。これまで研修室は、2階に第1、第2研修室、1階に第3研修室としていましたが、利用者の分かりやすさを考慮し、この度、2階にできる新設の研修室を「第3研修室」とし、これまでの1階の第3研修室を「第4研修室」に改め、1階の新設の研修室は「第5研修室」といたしました。これにより2階の研修室は、第1研修室から第3研修室、1階の研修室は第4、第5研修室となり、部屋の並びの一貫性を図っております。次に使用料の額でございますが、公民館使用料の1㎡当りの単価は3.11円となっておりますので、これに研修室の面積を乗じますと、第3研修室は1時間当たり120円、第5研修室は1時間当たり100円に設定をしております。最後に施行期日でございます。当初は、12月1日を施行期日としておりましたが、工事の進捗を精査したところ、工程も順調に進み、予定よりも早く工事が完了をすることが判明いたしましたので、当初の予定を繰り上げまして、11月5日から休館中の大野公民館を開館し、新設の研修室についても同日を施行期日といたしました。1年間の休館で利用者の皆さまには、大変にご不便をかけたことが、少しでも早く開館をすべきとの判断から、変更をさせていただいたところでございます。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第7号を終了いたします。次に報告第8号 平成25年度市川市一般会計補正予算（第2号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。報告の説明を求めます。

○ 教育政策課長

資料は9ページから12ページになります。9ページをお願いいたします。このたび、本補正予算に関し、市長に意見を申し出ることにつきまして、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、本補正予算には異議ないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告申し上げます。なお、臨時代理実施の理由につきましては、報告第6号等でご説明をさせていただいたとおりでございます。では、10ページをお願いいたします。まず、「1. 歳入歳出予算補正」の歳入から、ご説明いたします。（第13款）国庫支出金、（第3項）委託金、（第3目）教育費委託金、「社会教育活性化支援プログラム委託金」について、ご説明いたします。これは、地域における現代的課題に対し、社会教育的アプローチにより公民館等を中心とし解決に向けた積極的・意欲的な事業を採択し、国と地方公共団体等が共同した実証的研究について取り組むものとした、文部科学省からの委託事業であり、その委託金として、111万円の計上をお願いするものでございます。なお、本市教育委員会の事業としては、公民館を拠点とした地域人材の育成をテーマに、「地域支援者育成講座」、「良い親子関係を築くためのトレーナー養成講座」の2講座を開催していくものでございます。続きまして、（第14款）県支出金、（第3項）委託金、（第5目）教育費委託金について、ご説明いたします。まず、「学校図書館の有効な活用方法に関する調査研究事業委託金」でございますが、これは、学校図書館を活用した指導の多面的な展開により、児童生徒の読解力・言語力・情報活用能力を育むことを目的とするもので、学校図書館の活用方策に関する実践的な調査研究について、文部科学省の事業を千葉県より委託されたことから、その委託金として、55万円の計上をお願いするものでございます。次に、「特別支援学校のセンター的機能充実事業委託金」でございますが、これは、特別支援学校において、臨床心理士等の外部人材を活用し、また専門性向上のための研修等を行うことで、特別支援学校全体の専門性を確保し、地域内の小中学校等に対する特別支援教育におけるセンター的機能を充実させるための事業であり、これも文部科学省の事業となっているものでございます。この文部科学省の事業を千葉県より委託され、その委託金として770万1,000円の計上をお願いするものでございます。続きまして、（第20款）市債、（第1項）市債、（第6目）教育債、「義務教育施設整備事業債」について、ご説明いたします。これは、小学校の校舎等改修工事において、平成25年度公共工事設計労務単価が増となること、ま

たトイレ改修工事費が増額すること等に伴い、その工事費の財源となる市債額も増額することにより、2,380万円の増額補正をお願いするものでございます。以上、歳入については、合計で3,316万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、11ページをお願いいたします。歳出の(第10款)教育費につきまして、ご説明いたします。始めに、(第1項)教育総務費、(第2目)事務局費について、ご説明いたします。(第4節)共済費の社会保険料におきましては、歳入でご説明いたしました、「特別支援学校のセンター的機能充実事業」の実施のため、臨床心理士等を配置することから、それに伴う社会保険料7万3,000円の計上をお願いするものでございます。続きまして、(第3目)学校教育指導費について、ご説明いたします。まず、(第1節)報酬におきましては、「特別支援学校のセンター的機能充実事業」の実施に伴い、臨床心理士等の報酬として、609万6,000円の計上をお願いするものでございます。次に、(第7節)賃金におきましては、小中学校に配置しております、ライフカウンセラー及びスクール・サポート・スタッフの勤務日数について、当初見込を上回ることから、非常勤職員等雇上料として、738万円の増額補正をお願いするものでございます。(第8節)報償費から(第12節)役務費までにおきましては、これも「特別支援学校のセンター的機能充実事業」の実施に伴い、校内研修会の講師謝礼金として48万円、臨床心理士等の旅費として85万8,000円、消耗品費として18万2,000円、郵便料として1万2,000円の計上をお願いするものでございます。続きまして、(第4目)教育センター費について、ご説明いたします。(第8節)報償費及び(第11節)需用費におきましては、歳入でご説明いたしました、「学校図書館の有効な活用方法に関する調査研究事業」の実施に伴い、学校図書館スタッフ・協力員の報償金として14万円、学校図書館研修会の講師謝礼金として2万8,000円、消耗品費として15万1,000円、印刷製本費として23万1,000円の計上をお願いするものでございます。続きまして、(第2項)小学校費、(第1目)学校管理費について、ご説明いたします。(第11節)需用費の施設修繕料におきましては、当初予算では想定できなかった修繕に対応するために、3,000万円の増額補正をお願いするものでございます。主な内容といたしましては、受水槽・高架水槽、自家用電気工作物、消防設備等、法定点検等で指摘事項があったものなど、各種設備の不具合を修繕するものでございます。次に、(第15節)工事請負費の改修工事費でございますが、まず、校舎等改修工事費におきまして、歳入でご説明いたしましたが、平成25年度の公共工事設計労務単価の増等により、工事費も増となることから、1,800万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、トイレ改修工事費におきましては、平成24年度からの繰越事業となっておりますが、公共工事設計労務単価の増のほか、当初設計時の想定より、改修の必要箇所が増となったことから、800万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、(第

3項) 中学校費、(第1目) 学校管理費について、ご説明いたします。(第11節) 需用費の施設修繕料におきましては、小学校費と同様に、当初予算では想定できなかった修繕に対応するために2,000万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましても、小学校費と同様でございます。次に、(第22節) 補償補填及び賠償金の補償金におきましては、第三中学校の校舎取りこわし工事に伴う、家屋等の損傷補償の示談交渉が成立したため、家屋等損傷補償金として、11万3,000円の計上をお願いするものでございます。続きまして、12ページをお願いいたします。(第5項) 幼稚園費、(第1目) 幼稚園費について、ご説明いたします。(第11節) 需用費の施設修繕料におきましては、小学校費と同様に、当初予算では想定できなかった修繕に対応するために350万円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましても、小学校費と同様でございます。続きまして、(第7項) 社会教育費、(第1目) 社会教育総務費について、ご説明いたします。(第7節) 賃金から(第12節) 役務費までにおきましては、歳入でご説明いたしました、「社会教育活性化支援プログラム事業」の実施に伴い、講座開催に伴う、保育職員雇上げのため、非常勤職員等雇上料として36万円、講座開催による講師謝礼金として58万5,000円、職員用の旅費として3,000円、消耗品費として2万2,000円、印刷製本費として13万円、郵便料として1万円の計上をお願いするものでございます。以上、歳出につきましても、合計で、9,635万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、「2. 地方債補正」について、ご説明いたします。これは、歳入の補正において、(第20款・第1項) 市債、(第6目) 教育債が2,380万円の増額となることに伴いまして、市債の限度額についても変更する必要が生じたものであり、教育費分として2,380万円増の12億1,910万円となるものでございます。説明は以上となります。なお、ご質問等につきましては、各担当課長よりお答えさせていただきます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第8号を終了いたします。次に報告第9号 市川市立第四中学校校舎棟新築工事請負契約に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。報告の説明を求めます。

○ 教育施設課長

資料は13ページから21ページでございます。はじめに13ページをお願いいたします。本案件は、「市川市立第四中学校校舎棟新築工事請負契約について」、「市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により契約の承認を市議会へ提案するもので、教育委員会に議案の作成に係る意見聴取がございまして、臨時代理をしたので報告するものでございます。次に14ページをお願いいたします。工事名は市川市立第

四中学校校舎棟新築工事で、工事場所は市川市中山1丁目11番1号、請負代金は4億9,875万円、契約方法は総合評価一般競争入札、契約相手方は、千葉県市川市若宮3丁目1番18号、上條建設株式会社、代表取締役、上條憲司、工事概要は鉄筋コンクリート造、地上2階建、建築面積、1,191.11㎡、延床面積、2,278.81㎡でございます。次に16ページをお願いいたします。工期は着工が9月議会に諮りまして、議決後7日以内、完成は平成26年9月16日を予定しております。なお、仮契約日は7月25日でございます。次に資料17ページをお願いいたします。入札の結果でございますが、開札年月日は平成25年6月28日で、入札方法は先程もご説明しましたとおり、総合評価一般競争入札で行いました。予定価格は5億735万550円で、入札結果は3社が入札に参加し、その結果、予定価格内で評価値がもっとも高い、上條建設株式会社が落札となったものでございます。落札者の経歴でございますが、市内の主な工事の実績としまして、「市川市北消防署新築工事」、「市川市松香園新築工事」を行っております。なお、本年度、宮久保小学校外1校の耐震補強工事、外1校につきましては宮田小でございます。さらに、真間小学校の校舎耐震補強工事等を行っております。昨年度におきましては、四中の屋内運動場新築工事、その他に東国分中の耐震補強工事等を行っております。次の18ページから21ページに、案内図、位置図、平面図、立面図がございます。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告第9号を終了いたします。次に報告第10号 市川市立国分小学校校舎棟新築工事請負変更契約に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。報告の説明を求めます。

○ 教育施設課長

資料は22ページから26ページでございます。はじめに22ページをお願いいたします。本案件は、既に本年6月6日の定例教育委員会におきまして、臨時代理の報告をしたことに加えまして、6月の定例市議会の本会議において承認をいただきました契約につきまして、国土交通省から要請を受けて、新労務単価の運用に係る特例措置に基づき、平成25年度公共工事設計労務単価の適用に伴い、請負代金を増額する変更契約を行うもので、報告第9号の第四中学校と同様に、臨時代理をしたので報告するものでございます。次に、23ページをお願いいたします。既に承認をいただいております原契約内容を、変更する箇所としましては、3番の請負代金が、2,254万6,085円増額となりまして、8億3,419万6,085円に変更するものでございます。その他につきましては、変更ございません。次に25ページをお願いいたします。工事請負変更仮契約書についてでございます。第1条、請負代金の増額につきましては、先程ご説明しました、平成25年度公共工事設計労務単価の適用に伴い、

請負代金額、8億1,165万円を、2,254万6,085円増額しまして、8億3,419万6,085円に改めるものでございます。また、第1条の請負代金の増額に伴いまして、第2条の継続費に係る契約の特則の変更で、原契約約款第39条第1項、請負代金の支払いに係る予算年割額及び、同条第2項、出来高予定額を改めるものでございます。つぎの資料26ページには、参考として、案内図、位置図がございます。説明は以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 小林委員

労務単価が上昇しているということで、これはいつもこういうふうに単価が上がると新築工事請負変更契約というものをやる習慣になっているのでしょうか。例えば、逆に下がったら下げるのですか。それから来年、消費税が上がったらどうなるのか。労務単価というのは、少しずつ上がることは、盛り込み済みではなかったのか、その辺をお聞きしたいのですが。

○ 設計監理課長

今回の労務費の上昇につきましては、通常5%、当然私共も上昇について盛り込み済みではございましたけれども、今回の労務費の上昇につきましては、全国平均で15.1%、千葉県におきまして17.8%と非常に大幅な上昇となりました。このため今回特例といたしまして、国がこの労務費が上昇しておりますから、その影響は大きいということで25年度の労務費を適用して、4月1日以降の契約について全て適用するように要請がございまして、千葉県も同様の措置を定めて市川市もそれに合わせて特例として、この労務費が上がったことについて契約するよう、今回改めてやることになったものです。あくまでも国の、このような大幅な賃上げというのはいないんですけども、見込みが想定以上の10%を超える大幅な上昇ということで、今回特例として国からの要請を受けて、変更するものでございます。以上でございます。

○ 小林委員

理解しました。普通5%というのが15%ということですね。ちょっと僕も的を外れてるかもしれませんが、例えば来年消費税が8%に上がるとか、そういうことはもうこれは契約通りということでしょうか。

○ 設計監理課長

当然消費税の取り扱いにつきましても国から通知が出ておりまして、今回につきましては対象外になりますけれども、これから契約するものについて、もしかすると遡ってやらなければいけないケースも出てきますけれども、来年度につきましては、当然織り込んで予算計上していきますけれども、現在のものについては、契約の通り取り扱うということで現行のままという形になります。以上でございます。

○ 小林委員

ありがとうございました。

○ 宇田川委員長

他にございませんか。他に質疑がないようですので、報告第10号を終了いたします。次に報告第11号 平成24年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算の認定（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告についてを議題といたします。報告の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の27ページをお願いいたします。本決算認定におきましても、補正予算と同様に、市長に意見を申し出ることにつきまして、市川市教育委員会事務委任規則第2条の規定により、本決算認定に異議がないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告を申し上げます。なお、臨時代理をいたしました理由につきましては、報告第6号等と同様でございます。それでは、別冊の資料、平成24年度市川市教育委員会決算書「概要」に基づきまして、ご説明いたします。初めに、歳入からご説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。恐れ入りますが、横向きにしてご覧ください。こちらの表の1番上の行をご覧ください。教育委員会の合計額となります。当初予算額22億6,534万7,000円に、補正予算額などの43億6,088万1,000円を合わせました、66億2,622万8,000円が、平成24年度の予算現額となります。これに対しまして、歳入として収納すべきものと決定した金額である調定額は、38億3,481万5,454円となっております。この調定額に対し、実際に収納した金額が収入済額となりますが、平成24年度では、37億5,317万95円が収入済額となっております。予算現額に対する収入済額の差は、28億7,305万7,905円となっており、その割合は、56.6%となっております。この差が生じた主な理由は、1点目といたしまして、(第13款) 国庫支出金、(第2項) 国庫補助金、(第5目) 教育費国庫補助金におきまして、小中学校の耐震補強事業及びトイレ改修事業については、平成25年度の当初予算に計上する予定でしたが、国の補助金が平成24年度中に交付されることとなったため、平成24年度中の平成25年2月議会におきまして増額補正を行いました。しかしながら、実際の事業実施は、翌年度平成25年度となりますことから、その財源として、併せて翌年度へ繰り越すものとしたものでございます。金額は11億7,807万8,848円の差が結果生じました。2点目といたしましては、2ページの(第20款・第1項) 市債、(第6目) 教育債におきまして、小中学校の耐震補強事業及びトイレ改修事業について、(第13款) 国庫支出金と同様、財源としての市債も実施年度に合わせて、平成25年度に繰り越したこと等により、16億8,390万円の差が生じたものでございます。歳入についてのご説明は以上です。続きまして、3ページをお願いいたします。歳出について、ご説明いたします。表の一番上の行をご覧ください。教育費の合計額となります。(第10款) 教育費におきましては、当初予算額141億7,200万

円に、補正・流充用等などの40億5,611万2,360円を合わせた、182億2,811万2,360円が、平成24年度の予算現額となります。これに対し、実際に支出した決算額といたしましては、152億8,682万8,623円となっております。なお、翌年度に繰り越した金額は、20億1,123万9,100円で、その内容につきましては、歳入でもご説明しましたとおり、主に小中学校の耐震補強事業及びトイレ改修事業について、平成24年度の2月補正計上分を、平成25年度に繰り越したものでございます。また、不用額につきましては、9億3,004万4,637円で、執行率は、83.9パーセントとなっております。続きまして、不用額の主なものにつきまして、ご説明いたします。なお、詳細な金額につきましては、本資料に記載しておりませんので、不用額につきましては、わかりやすく概数で申し上げます。まず、(第1項)教育総務費、(第2目)事務局費におきまして、1点目といたしまして非常勤の幼稚園教諭、学校用務員、学校事務パート、補助教員などの勤務日数が見込みより減となったこと等により、賃金として、約2,430万円。2点目といたしまして私立幼稚園に対する幼児教育振興費の補助金におきまして、補助対象の人数等が見込みより減となったこと、また、市川市私立学校の特色教育活動に対する推進事業費の補助金におきまして、補助対象の学校が見込みより減となったこと等により、負担金補助及び交付金として、約1,270万円、私立大学等への入学準備金の貸付件数が、見込みより減となったことにより、貸付金として、1,570万円の不用額が生じております。続きまして、(第2項)小学校費でございますが、(第1目)学校管理費におきまして、小学校の耐震補強工事等の入札差金等により、工事請負費として、約4億6,800万円の不用額が生じております。続きまして、(第3項)中学校費でございますが、(第1目)学校管理費におきまして、これも(第2項)小学校費と同様に、中学校の耐震補強工事等の入札差金等により、工事請負費として、約2億4,000万円の不用額が生じております。続きまして、(第4項、第1目)学校給食費でございますが、1点目といたしまして給食調理業務委託におきまして、予定していた給食調理の業務日数が見込みを下回ったこと等により、委託料として、約300万円、学校給食調理用の備品購入におきまして、入札差金等が生じたことにより、備品購入費として、約230万円、保護児童生徒の給食費の援助において、認定者数が見込みより減となったこと等により、扶助費として、約330万円の不用額が生じております。続きまして、(第5項、第1目)幼稚園費でございますが、職員の時間外手当等が見込みを下回ったことによりまして、職員手当等として、約200万円、施設管理委託におきまして、入札差金等が生じたことにより、委託料として、約160万円の不用額が生じております。続きまして、(第6項、第1目)学校保健費でございますが、1点目といたしまして、部活動等の地域指導者数が見込みより減となったこと、また、小児生活習慣病二次検診の受診者が見込みを下回ったこと等により、部活動の地域指導者や検診

の執務医師に対する報償費として、約110万円、2点目といたしまして、小児生活習慣病検診の1人あたりの単価が入札により減となったこと等により、委託料として、約270万円、3点目といたしまして保護児童生徒の医療費援助において、認定者数が見込みより減となったこと等により、扶助費として、約140万円の不用額が生じております。続きまして、(第7項)社会教育費でございますが、(第1目)社会教育総務費におきまして、1点目といたしまして、時間外手当や休日勤務手当が見込みより減となったこと等により、職員手当等として、約790万円、家庭教育学級の指導員1名が年度途中で退職し、後任の採用がなかったこと等により、賃金として、約210万円の不用額が生じております。続きまして、(第3目)公民館費でございますが、1点目といたしまして、東部公民館の嘱託館長1名が、年度途中で退職し、後任の採用がなかったこと等により、報酬として、約80万円、市内各公民館の光熱水費が見込みを下回ったこと等により、需用費として、約190万円、公民館維持管理事業等の入札差金が生じたこと等により、委託料として、約100万円の不用額が生じております。続きまして(第4目)図書館費でございますが、1点目といたしまして、生涯学習センターの光熱水費が見込みを下回ったこと等により、需用費として、約380万円、自動車図書館運行业務委託におきまして、入札差金等が生じたこと等により、委託料として、約240万円の不用額が生じております。以上、歳出の不用額のうち、主なものについて、ご説明いたしました。次に、予算執行の主な事業について、「平成24年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書」に基づいて、主な事業について、ご説明いたします。資料の5ページをお願いいたします。上から2段目に記載しております、「私立幼稚園就園奨励費補助金等交付事業」につきましては、私立幼稚園や幼稚園類似施設に在園する、幼児の保護者に対して補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減と就園奨励を図ったものでございます。続きまして、6ページをお願いいたします。上から3段目に記載しております、「私立学校特色教育活動等推進事業」でございます。本事業は、特色のある教育活動等を行う、私立学校法人に対し、補助金を交付することにより、私学教育の振興及び質の向上を図るものでございます。なお、この事業は、平成24年度からの新規事業となっており、対象となった私立学校は3校でございました。続きまして、4段目に記載しております、「少人数学習等担当補助教員事業」でございます。本事業では、児童・生徒に確かな学力を身につけさせるために、小・中学校に補助教員を配置し、習熟度に応じた少人数指導やチームティーチングによる指導を実施することで、分かりやすい授業やきめ細かな指導の実現を図ったものでございます。次に7ページをお願いいたします。「義務教育の充実」でございます。本事業では、教育相談の充実を図るため、小中学校にライフカウンセラーを配置し、児童・生徒の精神面での健全育成を図りました。また、学校運営上の諸問題への対

応や多様化する教育活動の充実のため、各学校の校長の要望に応じてスクール・サポート・スタッフを配置したほか、読書教育の充実を図るため学校図書館員を配置し、さらに外国語教育・国際理解教育の充実を図るため、中学校に外国語指導助手を招致し、また中学生の海外派遣も実施するなど、様々な支援を図りました。次に8ページをお願いいたします。2段目に記載しております、「教育相談事業」でございます。本事業では、市民・学校からの依頼に対し、カウンセリングを実施したり、不登校等の相談に応じたりして、悩みの解消を図りました。また、不登校の児童生徒を対象に様々な活動を通して、在籍学級への復帰を促すための適応指導教室を実施いたしました。続きまして、10ページをお願いいたします。上段に記載しております、「小学校・中学校耐震補強事業」でございます。本事業におきましては、安全・安心で充実した教育環境の実現と、災害時の拠点機能を充実させるため、小学校で、10校11棟、中学校で、5校5棟の耐震改修工事を実施いたしました。なお、教育環境の整備といたしましては、この他、小学校・中学校トイレ改修事業、小学校・中学校・幼稚園営繕事業も実施しております。続きまして、12ページをお願いいたします。学校給食関係の事業といたしまして、1段目の「学校給食の充実」と、2段目の「学校給食費負担軽減事業」を実施いたしました。特に負担軽減事業におきましては、保護者の経済的負担を軽減させる目的で、給食に用いる食材を現物で支給することにより、給食費の値上げを回避するほか、義務教育期間中の3人目以降の児童・生徒の給食費を無料といたしました。続きまして、15ページをお願いいたします。「青少年健全育成」でございます。本事業におきましては、ボランティアで組織された、16中学校区の実行委員会と市との委託契約による、コミュニティークラブ事業を実施し、地域性を活かしながら、「遊び」を通して、子どもたちが主体的に関わる様々な体験活動や豊かな人間関係を築いていくために、異年齢・世代間交流を図り他、放課後、保護者が家庭にいない小学校児童を対象として、放課後等における、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後保育クラブの運営を実施いたしました。続きまして、17ページをお願いいたします。「公民館活動」でございます。本事業におきましては、地域住民の生活を一層豊かなものにすることを目標に、各種主催講座の充実に努め、市内の公民館16館で主催講座や文化祭等を実施いたしました。続きまして、19ページをお願いいたします。「図書館活動」でございます。本事業におきましては、図書館ネットワーク網の充実と図書館資料の適切な収集整理を図りました。また、平成21年4月に開館し、指定管理者で運営しております市川駅南口図書館も含め、中央図書館、行徳図書館、信篤図書館、南行徳図書館、平田図書室とあわせて6館体制で、図書の貸出しサービスのほか、図書館行事を実施いたしました。最後に、22ページから23ページになりますが、「博物館事業」でございます。本事業におきましては、考古博物館・歴史博物館・自然博物

館の3館で、市川の古代の歴史や自然に関する資料を展示したほか、教育普及事業として、縄文体験フェスティバルや遺跡見学会を開催したり、学校等へ学芸員を講師として派遣したりするなど、様々な事業を実施いたしました。本日ご説明いたしました、決算の内容につきましては、9月17日より予定されております、決算審査特別委員会で審議された後に認定されることとなっております。説明は以上でございます。なお、ご質問等につきましては、各担当課長よりお答えさせていただきます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

1ページから始まる一般会計歳入と3ページの一般会計歳出との関係っていうのは変ですけども、これはあれですよ、要するに教育委員会に関わる事業、つまり歳出に対する負担金、補助、国庫あるいは県からの補助金なんかがあるのはわかるんですけども、つまりそれに関わる、要するにあと使用料手数料とかあるんですけども、これはあれですね、読み方としては、歳出のうち、この教育委員会に係る事業に対して、例えば補助金が出るとか、あるいは、手数料が入るとか、そういうものがこれだけある。で、その規模はですね、歳出に比べて歳入というのは、どのくらい賄うんですか。それは書いてないんですけども、152億の歳出で、歳入の方は、(37億5千万) 37億でしたっけ、収入済額ね。そうすると、こういうものはあまり読み方がわからないんですけども、まあそういうことでありました。3分の1位は関連で入ってきているってということですか。(特定な財源があるということですよ) 特定な財源があるってことですね。むしろ執行率っていうのがありますね、歳出の所なんですけれども、我々の大学の時もそうなんですけれども、予算に比べて執行率が大体低い、あまり高くない、というのがあるんですけども、ここでは平均すると83.9%ですか、つまり予算は取ったけれども、実際執行されたのは84%位ってことですね。つまり予算を消化しきれなかったのか、予算の立て方が甘いのか、という議論が内々でも必ずあるんですけども、しかも特に学校管理費の執行率が低い。あまり重要なことじゃないかもわかりませんが、これはどういう理由なんでしょう。

○ 教育施設課長

学校管理費の執行率が低い理由とのご質問ですが、不用額の内容についてご説明いたします。小学校費では、新設工事費につきまして約420万円、校舎等の改修工事につきまして約330万円、耐震補強改修工事におきましては、約4億6千万円、トイレ改修工事につきましては約100万円、トータルで約4億6,800万円の不用額が出ております。次に、中学校費では、主に耐震補強改修工事におきまして、約2億4,000万円の不用額が出ております。これらは全て入札差金等によるものでございます。以上でございます。

○ 内田委員

いつもあれですかね、いつもこの位、単年度でこれだけの数字ですのでね、これはやむをえないですけども、これだと、これまでの傾向とか全然わからないですよ。1年前にくらべても、それもわからない。単年度これだけの、まあいいんですよ、本来の数字はこうやって出すんですけども、何かこう我々教育委員は素人ですので、経年変化が若干わかると、簡単な資料ですとか、例えばグラフでもいいんですけども、主な項目それも数項目でいいんですけども、そういったものがあると理解しやすいですね。我々は前の年度を知らない、この5年間を知らない、このデータだけ数字をもらってもどうしていいかさっぱりわからないですよ。それからこの不用額と繰越額っていうのがございますね、今の一般会計歳出に。これは不用額というのは一体どういうものでしょう。実際、見積と違っていたってことですか。不用額というのは何ですか。これは使い残した額じゃないんですよ。使い残した額は所謂繰越されているんでしょうか。

○ 教育政策課長

まず、不用額でございますけれども、内容としては基本的には当初予算で計上した金額の中から、執行しなかった金額、その理由としては先ほども申し上げました、見込みの金額が違っていたり、極端な場合には事業が執行されなかった、そういった場合です。一方で繰越額でございますけれども、こちらにつきましては、用途が決定をしているもので、その年度に事業をできないけれども、この事業を実施をするということで、来年度実施をする、例えば今回校舎の耐震は、今年度できなかったんですけども、来年度やりますので、その原資として、来年度の予算に持っていくというのが、この繰越のところで整合性がとれています。ですので、不用額につきましても残ったお金でございますので、こちらについても当然来年度の予算の原資というふうになりますけれども、その用途についてはこの段階では検討させていただきたい、その辺が繰越額とは違うような性質です。以上でございます。

○ 内田委員

わかりました。執行率というのは本当僕は重要だといつも思ってるんですけどね。教育費については、これは経年的にはどうなんでしょう。大体この位が執行率なんですかね。

○ 教育政策課長

すみません、23年度の数字しか手元に今ないので、23年度教育費におきましては、82.9%、24年度は83.9%、ほぼ同じ数字になっております。

○ 内田委員

要するにね、難しいんですけども、予算というのはリスクを伴う、実際伴うかわからない、大体これ位使うだろうと立てるものですから、従って決算と食い違うのは当たり前なんですけれども、常に10数%も不用額って

うんですか、があるということについての、どう解釈するのか、あるいはこれは問題ではないのか、問題なのか、その辺はどうなのでしょう。

○ 教育次長

23年度の耐震費を繰越したので、執行率が落ちてるんです。

○ 内田委員

じゃあこの2年間で特に不用額が多くなってますか。

○ 教育総務部長

おっしゃるような通り、近年は耐震補強工事等々での入札差金等の額が非常に大きいですね、本年度の不用額が約9億3,000万円のうち、約7億円以上が、耐震補強工事の入札差金等という問題がございます。ここ数年間、耐震補強工事の入札を随分やっていますので、ここで要するに大量に余ってしまった場合、なかなか補正減を年度途中でやってしまいますと、年度途中で工事の体制といいますか、工事の案件については、やりながら変わっていく場合がありますので、年度途中でこの表で例えば補正・流充用等の減額補正をやってしまいますと、工事直前になって足りない場合が出てきたりします。そこで年度決算まで引っ張ってしまいますので、不用額が非常に大きくなる傾向が近年ございます。以上です。

○ 教育次長

執行率というのは、決算額割る予算現額なんですね。その差額のうち、20億は繰越しをして、不用額が9億。繰越しの内容については、さっき質問したように耐震改修の国庫補助が前倒しで24年度になりましたので、24年度、25年2月議会で補正をして、そのまま繰越しをして、工事は25年度ということになっております。ですからこれが、この繰越分がその年度に執行できれば、執行率というのは上がるんですけども、繰越明許という措置をしたために、83%という執行率になった訳です。

○ 内田委員

よくわかります。要するにこの83%という数字は、色々な理由が多分あってこうなるんですけども、その補正を途中でしながらね、それでさらに決算でこれだけずれるということの、理由はわかるんですけども、例えばこの5年とかね、この2年位のこれは傾向なのか、あるいは5年前も大体同じようなことできているのか。同じようなことできているのなら、予算の立て方に問題があるんじゃないか、ということにもなるかもしれないですよ。つまり経年変化がわからないので、我々としてはちょっと理解できないです。

○ 教育次長

23年度と24年度については、繰越しがあるってことです。

○ 内田委員

もう1点。12ページの学校給食。中学校も含めて全校に給食を実施するという目標でやってるんですよ。1番上の「小学校39校、中学校16校、特別

支援学校1校の計56校全校で、完全給食の推進と円滑な運営に努めた」、で結果は、こういうことですか、小学校は39校だったけど、累計で28校で実施はできたんですか。これは読みが違うんですか。

○ 保健体育課長

学校給食につきましては、小学校39校、中学校16校、特別支援学校1校の56校全てで完全給食の実施をいたしました。その下の小学校28校というのは、給食調理従事者の退職者数に応じて、調理等業務の委託化を進めたということです。

○ 内田委員

委託化、ああそういうことですね。では別の質問なんですけれども、中学校で、これは他の市、つまり日本全体の傾向というんですか、中学校で完全給食をやっている自治体というのは必ずしも多くないんですか。

○ 保健体育課長

千葉県につきましては、全市で完全給食を実施しております。

○ 内田委員

千葉県では。

○ 保健体育課長

はい。ただ全国的にみますと、まだ完全給食は実施されていない、実施率の低い都道府県もあると聞いております。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。他にありますか。他に質疑がないようですので、報告第11号を終了いたします。続きまして、その他にはあります。(1)平成25年度市川市児童生徒科学展についてを説明してください。

○ 指導課長

議事日程28ページをご覧いただきたいと思います。今年度は、9月7日から8日の2日間、千葉県立現代産業科学館にて開催いたします。展示公開時間は、両日とも午前9時30分から午後4時までになっております。そちらにありますように児童生徒はもとより、広く市民の方々にも優秀な作品を紹介することで、市川市における自然科学教育の一層の振興を図ることを趣旨としております。本日ですが、各学校から作品の搬入をしております。指導課の職員が担当しております。明日の審査会を経て、7日の科学展当日を迎える予定でございます。教育委員の皆様方もお時間がございましたら、ぜひお越しいただければと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(2)平成25年度中学生海外派遣事業についてを説明してください。

○ 指導課長

議事日程29、30ページをお願いいたします。今年度の派遣事業は、市川市

立第六中学校の丸山校長を団長に派遣中学生16名、引率者・コーディネーターを含む4名でドイツ連邦共和国・ローゼンハイム市に派遣を終えております。ドイツではそれぞれのホストファミリー宅に宿泊し、現地の学校でありますメートヒェン・リアルシューレ校に通学したり、歴史的建造物、あるいは文化施設を訪問、またホストファミリーを招いて、ペンションでさよならパーティを開き、家族とともに様々な交流を行いました。日本ディという交流の場がありましたけれども、中学生達がこちらで課題を考えていって、向こうで発表をしたものですが、日本の文化や有名人、あるいはアイドル、こちらで流行しているアニメ、あるいはゆるキャラなどについて、英語で発表をして、現地の学生、また保護者の方々に喝采を浴びたということ聞いております。派遣生徒達はドイツで様々な体験をしたことで、日本に対する新たな視点や興味、また海外に対する関心も高まったようでございます。次に中学生海外派遣受入事業でございます。今年度も、ドイツローゼンハイム市のメートヒェン・リアルシューレから15名の生徒が来日する予定でございます。例年は本市の中学生と同じ16名の来日の予定でございましたが、1名の生徒さんが都合が悪くなったということで、今年度は15名と聞いております。期間は10月26日から11月5日迄の11日間でございます。滞在中は、市内の家庭にホームステイをしながら、各中学校にゲストステューデントで通学し、日本の学校生活を体験いたします。また、市長や教育長への表敬訪問、市内視察では、本市の史蹟やお寺、博物館等を巡り、市川の文化歴史について理解を深めてもらう予定でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございます。何か質問はございますか。なければ以上で本日の議事は終了いたしました。何かございますか。

○ 学校安全安心対策担当長

こちらの方にはございませんが、本日未明に発生いたしました、学校事故につきまして、1点ご報告をさせていただきたいと思っております。発生は、市川市立第五中学校で、事故内容は、「外部侵入者により、ガラス10枚が割られた」ということとなります。経緯といたしましては、午前1時02分にアラームが発報いたしまして、市川警察及び警備会社セコムが学校に向かいました。連絡を受けた教頭も学校に到着し、警察及びセコムで校内の状況確認を行ったところ、昇降口あるいは体育館の入り口など、10枚のガラスの破損を確認いたしました。また、職員室からの校舎内侵入形跡も確認したところでございます。今朝、全職員で盗難物の有無等の確認をいたしましたところ、特に見当たらないものはないとの報告を受けております。また、投石等の形跡は無く、ガラス破損の手段等も不明であり、無施錠の箇所はなかったという報告も併せて受けております。なお、学校の方は本件につきまして、被害届を市川警察署に提出いたしまして、警察も報道発表したところから、一部

のネットニュースでは、既に本件が流れているというふうを確認しております。今後、学校管理の一層の強化を指導してまいりたいと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

何かご質問等がありますか。

○ 内田委員

この前、全国の学力テストがありましたよね。あれは公表されているものですけれども、常に言われるんですけれど、秋田県というのは、断然トップで、非常に成績が高いのですが、この前テレビの番組を見てたんですけれども、色々な自治体から、秋田県がなぜこんなに高いのか、我々も学びたいということを勉強会もやっているんですけど、市川市の我々としては、別に1番になる必要はないんですけれども、学ぶところは何か秋田県の教育にあるのかなど、その辺は何かお考えでしょうか。

○ 指導課長

本年度も非常によい成績だったということは聞いております。本市といたしましても、様々な施策で学力向上に取り組んでおりますけれども、秋田を始めとして、学力が高いところ、あるいは今回非常に向上した都道府県もあると聞いておりますので、今後視察等も検討しながら取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

よろしいでしょうか。本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成25年9月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時35分閉会)

署名委員

委員長

守田川 進

委員

五十嵐 芙美子

委員

白中 庸恵